

## 「後期高齢者医療制度」の撤廃を求める特別決議

去る4月から実施された後期高齢者医療制度について、制度の持つ問題点や課題の多さに多くの懸念が指摘されてきました。しかし、政府はその反対や疑問の声を押し切り、「後期高齢者医療制度」を強行実施しました。

スタートと同時に保険証が届かない、医療制度の変更や医療内容の制限などによる医療現場での混乱、保険料の天引き徴収、保険料は多くの人々が増額になるなど、様々な問題点と不備が次々と明らかになっており、対象となる75歳以上の高齢者の方々をはじめ、多くの国民から制度の凍結や撤廃を求める声が日増しに高まっています。

この制度は「格差社会」が大きな社会問題となっている中、医療でも年齢や収入により差別・線引きを持込み、高齢者を「お荷物」扱いする人権無視も甚だしい制度で、絶対に容認できるものではありません。

福島県労福協は、本総会を契機に制度廃止の世論を大きく盛り上げ、県民各層と連携し全力をあげ取り組みをすすめます。

2000年4月、「介護保険制度」が実施されました。その後、社会保障費の抑制のため「後期高齢者医療制度」の導入を決め、2006年5月に「医療制度改革関連法案」が、衆議院厚生労働委員会で強行採決され、本年4月の制度スタートとなりました。狙いは構造改革の名の下に「痛みの分かち合い」を言いながら、結果は、国民へのさらなる痛みと負担を強いることは一連の流れを見れば明らかであります。

現在国会では、野党4党による「後期高齢者医療制度廃止法案」が提出されています。私たちは、国会での早期審議と廃止法案成立に向け、地方における役割を担っていきます。

そのために、福島県内では連合福島、福島県高齢退職者連合、当福島県労働福祉協議会の3者合意により「後期高齢者医療制度撤廃を求める福島県民会議」を結成し、一大県民運動に発展させるべく役割を果たす決意であります。

みんなの力で、「後期高齢者医療制度」の撤廃と、「保険料」の引き上げ阻止に向け全力で取り組もう。

以上決議する。

2008年5月29日  
福島県労働福祉協議会第47回通常総会